

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月20日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

### 香川県公安委員会規則第10号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～64 略					1～64 略				
64の2 都市再生 特別措置法（平 成14年法律第22 号）	略 <u>第81条第 19項</u>	略			64の2 都市再生 特別措置法（平 成14年法律第22 号）	略 <u>第81条第 16項</u>	立地適正化計画の変更 に係る協議（第81条第 6項の準用）		○
65～101 略					65～101 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。